

別紙

諮問第1523号

答 申

1 審査会の結論

本件一部開示決定は、妥当である。

2 審査請求の内容

本件審査請求の趣旨は、東京都情報公開条例（平成11年東京都条例第5号。以下単に「条例」という。）に基づき行われた別表1に掲げる本件開示請求に対し、東京都知事が行った別表2に掲げる本件一部開示決定について、条例15条1項及び3項に規定する第三者である審査請求人が、これを取り消し、その全部について非開示とすることを求めるというものである。

3 審査請求に対する実施機関の説明要旨

実施機関は、本件開示請求に対し、令和2年5月18日付けで本件一部開示決定を行った。

本件対象公文書1から3である管理報告書は、東京都総合設計許可要綱実施細目（平成22年8月31日付22都市建企第531号）に基づき、1年ごとに公開・公共空地等といった特定の用途に供する部分等の維持管理の状況について建築物の管理責任者が実施機関に報告する文書である。また、本件対象公文書4である屋外広告物承認申請書は、東京都総合設計許可要綱実施細目に基づき、所有者等が公開空地内に広告物等を表示又は設置するために実施機関に承認を申請する文書、本件対象公文書5である建築基準法12条5項の規定による報告書は、建築基準法（昭和25年法律第201号）12条5項に基づき、「公開空地内の屋外広告物の設置台数に関して是正勧告を受けたことによる移設・撤去」について実施機関が建築主等から報告を受けたものである。

実施機関は、本件対象公文書について、条例7条1号、2号、3号及び4号に該当する情報を除き、その一部を開示する本件一部開示決定を行ったものである。

4 審査会の判断

(1) 審議の経過

本件審査請求については、令和2年9月17日に審査会へ諮問された。

審査会は、令和2年12月25日に実施機関から理由説明書を、令和3年3月24日に審査請求人から意見書を收受し、令和4年1月18日(第224回第一部会)から同年4月25日(第226回第一部会)まで、3回の審議を行った。

(2) 審査会の判断

審査会は、本件審査請求に係る公文書、審査請求人の審査請求書、反論書及び意見書における主張並びに実施機関の弁明書及び理由説明書における主張等を具体的に検討した結果、以下のように判断する。

ア 本件一部開示決定について

実施機関は、本件開示請求に関して、別表2に掲げる本件対象公文書を特定したところ、本件対象公文書に第三者に関する情報が記録されていたことから、当該第三者に対し、条例15条1項に基づく意見照会を実施した。その結果、意見照会を受けた当該第三者は、実施機関に対し、公文書の開示決定に反対の意思を表示した意見書を提出した。

これらを踏まえ、実施機関は、本件対象公文書に記載された情報のうち、別表2に掲げる部分を非開示とする本件一部開示決定を行い、当該第三者にもその旨を通知したところ、当該第三者である審査請求人から審査請求がなされたものである。

イ 本件審査請求における審議事項について

審査請求人は、本件一部開示決定に対して、これを取り消し、別表2に掲げる本件対象公文書における全ての情報について非開示とすることを求めている。

そこで審査会は、本件対象公文書のうち、開示することとされた情報が審査請求人の主張する条例7条1号、3号及び4号に該当するかについて判断する。

ウ 本件一部開示決定の妥当性について

(ア) 条例7条4号該当性について

審査請求人は、「是正勧告等の法令違反に係る内容の公文書及び添付図書等の全て」

が請求されていること等から、本件開示請求は〇〇管理組合及び同管理組合代表者〇〇が是正勧告等を受けた事実や法令違反がないかを探索するものであり、〇〇管理組合及び同管理組合代表者〇〇に何らかの請求を行ったり、嫌がらせ等をする意図のもとに行われたものであって、これまでの事情を踏まえると、本件一部開示決定により非開示とされた部分以外の情報が公にされることによって、〇〇管理組合及び同管理組合代表者〇〇に対する攻撃が行われ、業務妨害となる具体的で深刻な懸念があり本件対象公文書1から5は、条例7条4号に該当する旨主張する。

審査会が本件対象公文書1から5を見分したところ、実施機関は、本件対象公文書1から5に記載されている情報のうち、「管理責任者、連絡者及び担当者の印影」、「所有者等及び代理人の印影」及び「建築主及び代理人の印影」について、公にすることにより、偽造等の犯罪行為を容易にし、犯罪の予防等に支障があるとして条例7条4号に該当するとして非開示にしているところであり、「図面（図面名は除く。）」、「図面のうち建物の管理部分の間取り」及び「写真のうち敷地内の管理部分」については、建物への不法な侵入等、犯罪を誘発し、又は犯罪の実行を容易にするおそれがある等として条例7条4号に該当するとして非開示としている。

審査会が見分したところ、実施機関が開示することとしている情報は、公開・公共空地等の特定の用途に供する部分等の維持管理の状況について報告する文書、公開空地内に広告物等を表示又は設置するために承認を申請する文書及び建築物の施工状況等に関する報告文書等の情報であって、これを公にしたとしても、審査請求人の主張するような犯罪を誘発し、又は犯罪の実行を容易にするおそれがある情報であるとは認められないことから、条例7条4号に該当しない。

(イ) 条例7条3号該当性について

審査請求人は、本件対象公文書1から5が開示されると、〇〇管理組合及び同管理組合代表者〇〇に対する攻撃が行われ、業務妨害となる具体的で深刻な懸念があり、本件対象公文書1から5は条例7条3号に該当し、非開示とすべきであると主張する。

審査会が確認したところ、実施機関は、本件対象公文書4及び5に記載されている情報のうち、「電話番号」について、電話番号が法人のものである場合には、当該法人に限られた一定の者に対してのみ明らかにしている内部管理に属する事項に関する情報であり、公にすることにより、当該法人の競争上又は事業運営上の地位そ

の他社会的な地位が損なわれるとして条例7条3号に該当するとして非開示として
いるところである。一方、実施機関が開示することとしている情報は、公開・公共
空地等の特定の用途に供する部分等の維持管理の状況について報告する文書、公開
空地内に広告物等を表示又は設置するために承認を申請する文書及び建築物の施工
状況等に関する報告文書等の情報であって、これを公にしたとしても、審査請求人
の主張するような業務妨害につながるおそれのある情報及び法人等の競争上又は事
業運営上の地位その他社会的な地位が損なわれる情報であるとは認められず、条例
7条3号に該当しない。

(ウ) 条例7条1号該当性について

審査請求人は、実施機関が開示することとしている本件対象公文書1から5に記
載されている「写真」及び「図面」について、著作権が成立しており、著作権法（昭
和45年法律第48号）に基づき著作権者等の許諾がない限り、その複製は著作権侵害
となるため、当該部分に限らず写真全体及び図面全体が条例7条1号に該当するた
め非開示とすべきである旨主張する。

審査会が確認したところ、本件対象公文書中の「写真」は、管理報告書について
は東京都総合設計許可要綱実施細目の規定に基づき、屋外広告物承認申請書及び建
築基準法12条5項の規定による報告書については東京都総合設計許可要綱実施細目
及び建築基準法の各規定の趣旨に基づき、各報告内容を補完するものとして添付さ
れている。

実施機関によると、これらの書類の提出を求めているのは、公開空地や屋外広告
物等について、適切に維持管理が行われているかを建物の完成後も事後的に確認し、
必要に応じて指導及び助言を行うためであるとのことである。そして、実施機関は
添付される写真について、創作的な表現を求めておらず、被写体の姿をありのまま
に複製した記録としての写真を添付し、提出することを求めているとのことであり、
これらの写真については、新たな創造性を付加するものでなく、公開空地や掲示板、
屋外広告物という被写体の単なる複製にすぎないので、著作者の権利の客体である
著作物が成立せず、写真に著作権があるとは認められないと主張する。

審査会が本件対象公文書を見分したところ、本件対象公文書1から5に記載され
ている「写真」については、管理報告書、屋外広告物承認申請書及び建築基準法12
条5項の規定による報告書の報告内容を補完するものとして添付された、被写体の

姿をありのままに記録し、報告するために撮影された写真であり、技術手法を駆使して調整し、著作者の個性を創作的に表現したものであるとまでは言えず、著作権法2条1項に規定する著作物であるとまでは認められない。よって、条例7条1号に該当しない。

次に、「図面」について検討するに、本件対象公文書中の「図面」のうち、実施機関が開示することとしている部分は、本件対象公文書1から5の「図面名」、本件対象公文書4の「立体図」及び本件対象公文書5の「公開空地看板④移設案」であり、審査会が本件対象公文書を確認したところ、「図面名」は図面の名称を示しているものにすぎず、また「立体図」及び「公開空地看板④移設案」はありふれた形状の屋外広告看板についてその寸法等が記載されているものにすぎないので、技術手法を駆使して調整し、著作者の個性を創作的に表現したものであるとまでは言えず、著作権法2条1項に規定する著作物であるとまでは認められない。よって、条例7条1号に該当しない。

以上のことから、審査請求人の主張は理由がないと認められ、実施機関による本件一部開示決定は妥当である。

なお、審査請求人は、審査請求書等においてその他種々の主張を行っているが、これらはいずれも審査会の判断を左右するものではない。

よって、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

(答申に関与した委員の氏名)

樋渡 利秋、安藤 広人、塩入 みほも、中村 晶子

別表1 本件開示請求

<p>東京都〇〇区〇〇 〇〇管理組合及び同管理組合代表者 〇〇が東京都に提出し、又東京都が〇〇管理組合及び〇〇に通知した下記1ないし5の公文書並びに添付図書等の全て</p> <p>1 建築基準法第59条の2第1項の規定に基づく東京都総合設計許可要綱実施細目に係る内容の公文書及び添付図書等の全て</p> <p>2 建築基準法第48条に係る内容の公文書及び添付図書等の全て並びにその他建築基準法に係る内容の公文書及び添付図書等の全て</p> <p>3 建築基準法施行令第123条の6及び建築基準法施行令第125条の2に係る内容の公文書及び添付図書等の全て並びにその他建築基準法施行令に係る内容の公文書及び添付図書等の全て</p> <p>4 建築基準法施行規則に係る内容の公文書及び添付図書等の全て</p> <p>5 是正勧告等の法令違反に係る内容の公文書及び添付図書等の全て</p>
--

別表2 本件一部開示決定

本件対象公文書		非開示情報	非開示理由
1	管理報告書（〇年〇月〇日付）	管理責任者、連絡者及び担当者の印影	7条4号
		連絡者の氏名	7条2号
		図面のうち設計責任者及び設計担当者の氏名	7条2号
		写真のうち顔貌	7条2号
		図面（図面名は除く。）	7条1号 7条4号
		写真のうち敷地内の管理部分	7条4号
2	管理報告書（〇年〇月〇日付）	管理責任者、連絡者及び担当者の印影	7条4号
		連絡者の氏名	7条2号
		図面のうち設計責任者及び設計担当者の氏名	7条2号
		写真のうち顔貌	7条2号

		図面（図面名は除く。）	7条1号 7条4号
		写真のうち敷地内の管理部分	7条4号
3	管理報告書（○年○月○日付）	管理責任者、連絡者及び担当者の印影	7条4号
		連絡者の氏名	7条2号
		図面のうち設計責任者及び設計担当者の氏名	7条2号
		写真のうち顔貌	7条2号
		図面（図面名は除く。）	7条1号 7条4号
		写真のうち敷地内の管理部分	7条4号
		連絡先の氏名	7条2号
4	屋外広告物承認申請書（○年○月○日付）	所有者等及び代理人の印影	7条4号
		代理人及び工事担当者の氏名	7条2号
		図面のうち設計責任者及び設計担当者の氏名	7条2号
		図面のうち建物の管理部分の間取り	7条1号 7条4号
		電話番号	7条2号 7条3号
5	建築基準法第12条第5項の規定による報告書（○年○月○日付）	建築主及び代理人の印影	7条4号
		代理人及び工事担当者の氏名	7条2号
		図面のうち設計責任者及び設計担当者の氏名	7条4号
		図面のうち建物の管理部分の間取り	7条1号 7号4号
		電話番号	7条2号 7条3号